

公務員の退職給付について(基本的方向性)

公務員の退職給付について

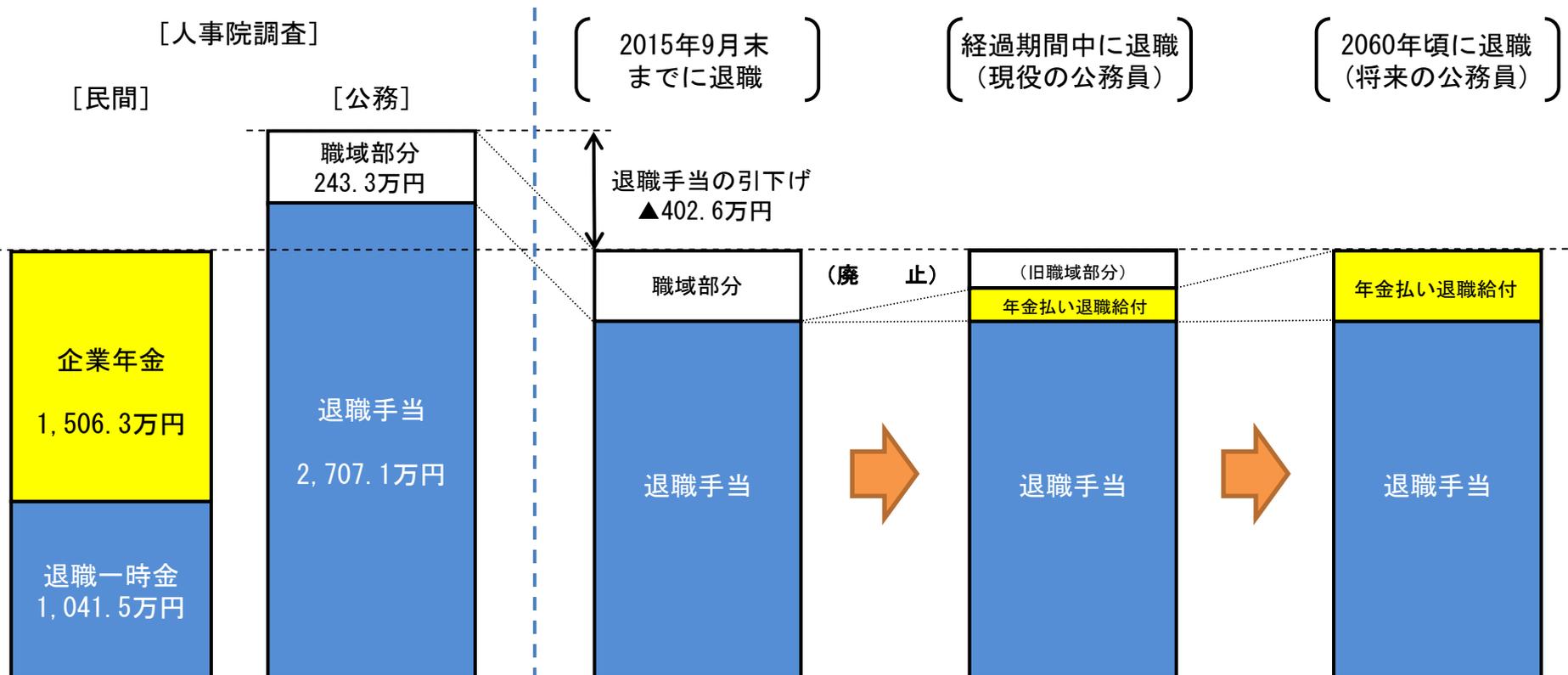
- 退職給付（退職金＋年金（事業主分））の人事院調査では、官民較差が402.6万円との結果。
- 被用者年金一元化法の成立により、職域部分は2015年10月に廃止。同法は、廃止と同時に新たな年金を設けることとし、必要な法律上の措置を講ずるとの趣旨を規定。

→ 当面の退職者については、退職手当の支給水準の引下げにより官民較差を調整。

【退職手当法等の改正】

→ その後は、民間の退職給付水準の枠内で、ゼロから保険料を積み立てることにより、企業年金に相当する新たな年金（「年金払い退職給付（仮称）」）を設ける。

【国共済法・地共済法等の改正】



(参考)

被用者年金一元化後の公的年金制度の体系

- ・被用者年金一元化法により、2015年10月に共済年金を廃止し、厚生年金に統合。
- ・公務員や私学教職員も厚生年金に加入し、民間サラリーマンとの同一保険料・同一給付を実現（公的年金としての被用者年金における制度的差異を解消）。



【職域部分廃止後の新たな年金の取扱い】

被用者年金一元化法附則第2条第1項

この法律による公務員共済の職域加算額（・・・中略・・・）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

※ 私学共済についても同趣旨を規定。

「年金払い退職給付」の概要

- 半分は有期年金、半分は終身年金。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可）。
- 65歳支給（60歳まで繰上げ可能）
- 本人死亡の場合は、有期年金の残余部分を遺族に一時金として支給。
- 公務員制度の一環として、服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 保険料は公務員の相互救済の観点から労使折半。
- 給付事務及び積立金の管理・運用は、効率的な事務処理を行う観点から、連合会等が実施。

「年金払い退職給付」のイメージ

（ 有期年金について
20年支給を選択した場合 ）

モデル年金月額
約1.8万円/月（想定）

有期年金（20年間）

終身年金

（参考）現行の職域部分

モデル年金月額
約2万円/月

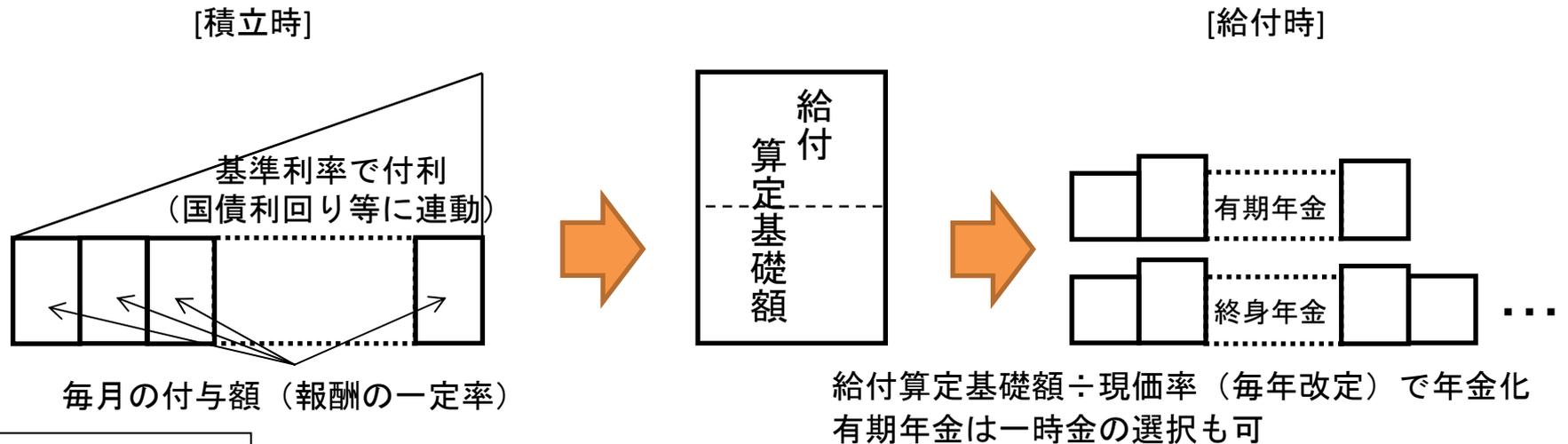
終身年金

※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算。

「年金払い退職給付」の給付設計・財政運営

給付設計

- 毎月の報酬の一定率と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算（キャッシュバランス方式）
- 基準利率の設定等について保守的な設計を行い、追加拠出リスクを抑制。
- 基準利率の変動や寿命の伸び等を踏まえて年金額を改定



財政運営

- 少なくとも5年ごとに財政再計算を実施（保険料を計算する際の予定利率等の仮定を慎重に設定、設立当初は早期に再計算を実施等）
- 毎年の決算時に財政検証を行い、財政の健全性を確認
- 保険料率は労使折半で1.5%を上限（本人負担分の掛金率に0.75%の上限を法定）

その他（公務上障害・遺族年金等）

公務上障害・遺族年金

- 自衛官や海上保安官等の公務員が、引き続き自らの身体への危険を顧みず職務に従事できるよう、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった者に公務上障害年金を支給。公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合、遺族に公務上遺族年金を支給。
- 支給水準は、従来と同様。
- 公務員の相互救済の観点から労使折半（従来全額公費負担）。
- 公務外・通勤の障害・遺族年金は設けない。

旧職域部分（未裁定分）

- 2015年10月以降の退職者等に対し、職域部分の加入期間に応じて支給。
- ただし、2015年10月以降に職域部分の加入期間を有する者が公務外で死亡した場合の遺族給付については、新たな年金との均衡を図る観点から、給付を見直し。